

令和 7 年度 八代市産後ケア事業

八代市では、産後のお母さんの体と心のケア
や育児のサポート等を行うことで、健やかな育児
ができるよう支援することを目的として、産後ケ
ア事業を行っています。

利用 できる方

八代市に住民票がある出産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃんで、産後ケア事業の利用を希望する方。
※感染性疾患(インフルエンザなど)にかかっている場合や、お母さんが発熱その他心身の不調などがある
場合は、医療が優先となりますので、本事業は利用できません。(医師により事業において対応が可能と判
断された場合を除きます。)

産 後 ケ ア の 主 な 内 容

- ・お母さんの身体的ケア(産後の疲労回復のための休息、身体回復のためのアドバイス等)
- ・お母さんこころのケア
- ・授乳支援(乳房ケアや、状況に合わせた授乳方法のアドバイスなど)
- ・赤ちゃんの抱っこや沐浴など、育児手技や対応のアドバイス

方 法		宿泊型ケア	通所型ケア			訪問型ケア
			1時間型	2時間型	3時間型	
内 容		産科医院に宿泊	産科医院・助産院に通所			助産師が自宅へ訪問
期間・回数		最大6泊まで	最大6回まで			最大6回まで
		宿泊型・訪問型・通所型を組み合わせる利用する回数の限度は合計6回まで				
受け入れ可能年齢		4カ月未満	利用施設ごとに異なります			1歳未満
利用者負担金	市民税課税世帯	2,500円/泊	700円/回	1,000円/回	1,500円/回	1,600円/回
	市民税非課税世帯・生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
その他(実費)		食事代、衣類の洗濯・賃借料、ミルク代、オムツ代等は実費負担				駐車場代が発生する場合は実費負担

利 用 で き る 施 設 に つ い て

産後ケア事業で利用できる施設は、右記の QR からご覧ください。

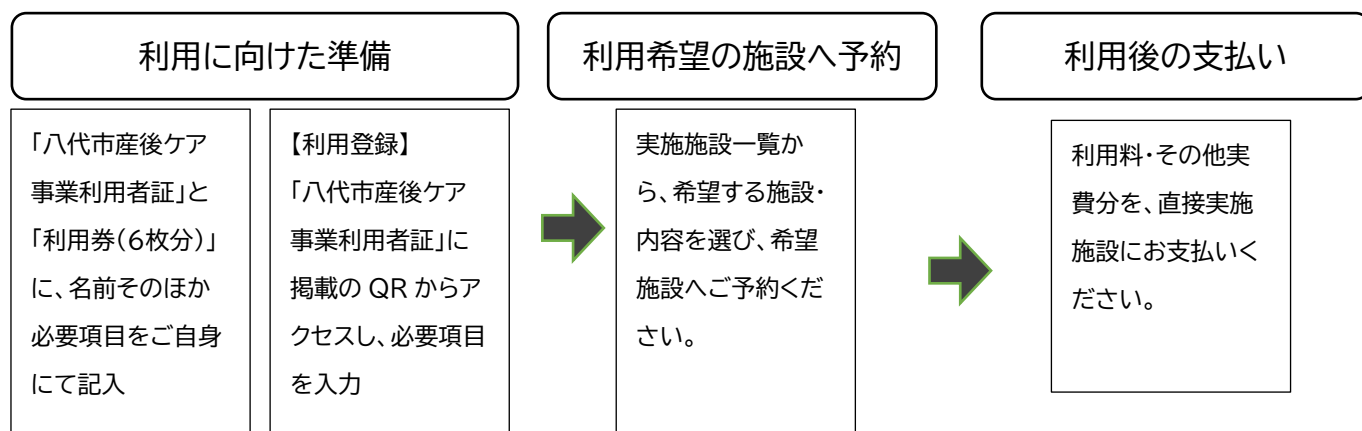


※八代市以外の施設で利用を希望される場合、利用の流れや支払い方法などが
異なりますので、まずは健康推進課へご連絡ください。

利 用 の 流 れ

妊娠7か月の時期に、「八代市産後ケア事業利用者証」と「利用券(6枚分)」を郵送します。

出産後、以下の流れでご利用ください。



利 用 時 に 必 要 な も の

☐母子健康手帳

☐八代市産後ケア事業利用者証

☐利用券

※令和6年度末までに利用決定済みの方は、利用券は発行していませんので、準備は不要です。

☐利用料

☐その他:施設に予約の際にご確認ください。

以下の場合、下記「問い合わせ先」へご連絡ください

【R7 年3月31日までに出産し、産後ケアをこれから利用希望の方】

赤ちゃんが1歳になる前日まではご利用が可能です。利用に必要な「八代市産後ケア事業利用者証」と「利用券」を交付します。

【利用料の減免を希望される方】

赤ちゃんの父母が、非課税世帯または生活保護世帯の場合は、利用料の減免が可能です。ご希望の場合は、減免ありの「八代市産後ケア事業利用者証」を改めてお渡しします。即日発行はできませんので、早めにご相談ください。

問 い 合 わ せ 先

八代市健康推進課 ☎TEL:0965-33-5116